

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 別表b. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 溶接(手溶接、半自動溶接)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2 b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。

2	P.3,4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。</p> <p>また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。</p> <p>あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:資材の運搬、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>なお、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・船用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>造船・船用工業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:資材の運搬、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・船用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【主たる業務】</p>	<p>○ 造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるところ、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に、また、2号特定技能外国</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ 造船・船用工業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要</p>

			人は、当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。	する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
4	P.4	【関連業務】 ○1つ目	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。	【関連業務】 ○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
5	P.5	【その他業務関係】	○ 国土交通省が行う特定技能外国人が従事する業務内容の確認は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることをもって確認します。詳細は第3をご参照下さい。	【その他業務関係】 ○ 国土交通省が行う特定技能外国人が従事する業務内容の確認は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることをもって確認します。詳細は第3をご参照下さい。
6	P.5	【相談窓口】	○ 特定技能外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から造船・船用工業分野で認められた業務に該当するか否かが御不明なときは、次の窓口までお問合せください。 国土交通省海事局船舶産業課 Tel:03-5253-8634	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から造船・船用工業分野で認められた業務に該当するか否かが御不明なときは、次の窓口までお問合せください。 国土交通省海事局船舶産業課 Tel:03-5253-8634
7	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
8	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 造船・船用工業分野において特定技能の在留資格	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 造船・船用工業分野において特定技能の在留資格

		<p>【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準(試験区分)</p> <p>別表 a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準(試験区分及び実務経験)</p> <p>ア 試験区分</p> <p>「造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接)」</p> <p>イ 実務経験</p> <p>複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。</p>	<p>で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準(試験区分)</p> <p>別表 1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準(試験区分及び実務経験)</p> <p>ア 試験区分</p> <p>別表 2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 実務経験</p> <p>複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。</p>
9	P.7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p>	<p>(追加)</p>	<p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2)「造船・船用工業分野特定技能2号試験」又は</p>

		分野別運用要領(抜粋)		<p>「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>当該試験の合格及び造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有すること(注)を要件とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(注)令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、造船・船用工業分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者(業務区分「溶接」として在留する者を除く。)については、同日以前の期間に関しては、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。</p>
10	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 ○4つ目	<p>○ また、造船・船用工業分野においては、本要領別表に記載されたとおり、溶接(手溶接、半自動溶接)の業務に従事するものについて、特定技能2号の外国人の受入れが認められています。</p> <p>○ 2号特定技能外国人の技能水準としての「複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験」とは、造船・船用工業において監督者等の職に任じられてからの実務経験をいいます。</p>	<p>(削除)</p> <p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、監督者として複数の作業員を指揮・命令・管理しながら、造船・船用工業における業務に2年以上従事した実務経験が必要です。</p> <p>この場合の「監督者」は、グループ長やグループ</p>

				<p>リーダー等といった者をいい、実務経験とは、例えば、自らのグループの各従業員への作業指示、製作物の確認、安全確保のための設備や作業場環境の点検、作業計画の作成、作業の進捗管理等を行いながら、造船・船用工業における業務に従事した経験をいいます。</p>
11	P.9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p><特定技能2号の場合></p>	<p>○ 造船・船用工業分野特定技能2号試験（溶接）の合格証明書の写し</p> <p>○ 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を有することを証する書類</p>	<p>○ 造船・船用工業分野特定技能2号試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別表の特定技能2号外国人が従事する業務区分に応じた、「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる造船・船用工業分野特定技能2号試験の合格証明書の写し <p>○ 技能検定1級合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別表の特定技能2号外国人が従事する業務区分に応じた、「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能検定1級の合格証明書の写し ・造船・船用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第7-3号）
12	P.9,10	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能</p>	<p><特定技能1号></p> <p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験</p>

			試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。	及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 <特定技能2号> ○ 造船・船用工業分野特定技能2号試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。 ○ 技能検定1級合格者の実務経験は、「造船・船用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書」(分野参考様式第7-3号)にて確認します。
13	P.11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	(追加)	六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。
14	P.12	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 ○8つ目	(新設)	○ 特定技能外国人から造船・船用工業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
15	P.14	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	(追加)	六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。

別表(造船・船用工業)

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業
【特定技能1号】 造船(半船体、半自動溶接)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	海陸	半船体
				半自動溶接
【特定技能2号】 造船(半船体、半自動溶接)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	造船工業分野 特定技能2号試験 (造船)
【特定技能1号】 塗装(塗料塗布作業、塗膜塗布作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	塗料塗布
				塗膜塗布
【特定技能2号】 塗装(塗料塗布作業、塗膜塗布作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	塗料塗布
				塗膜塗布
【特定技能1号】 船工(構造物加工作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (船工)	国際交流基金日本語基礎テスト (船工)	船工	構造物加工
				構造物加工
【特定技能2号】 船工(構造物加工作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (船工)	国際交流基金日本語基礎テスト (船工)	船工	構造物加工
				構造物加工
【特定技能1号】 溶接(船体加工作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト (溶接)	溶接	溶接仕上げ
				金型仕上げ
【特定技能2号】 溶接(船体加工作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト (溶接)	溶接	溶接仕上げ
				金型仕上げ
【特定技能1号】 機械加工(金型加工作業、数値制御装置 作業、フライス盤作業、マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト (機械加工)	機械加工	フライス盤
				数値制御装置
【特定技能2号】 機械加工(金型加工作業、数値制御装置 作業、フライス盤作業、マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト (機械加工)	機械加工	フライス盤
				数値制御装置

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業
【特定技能1号】 電気機器組立て(船舶電気組立作業、 電気機器組立て作業、配電盤・制御盤組立 作業、電気機器組立作業、船舶電気機器 組立作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト (電気機器組立て)	電気機器組立て	船舶電気組立 配電盤・制御盤組立 船舶電気機器組立
				船舶電気機器組立
【特定技能2号】 電気機器組立て	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト (電気機器組立て)	電気機器組立て	船舶電気機器組立

「注」船工は技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業
【特定技能1号】 造船(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	船体加工
				金型仕上げ
【特定技能2号】 造船(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	船体加工
				金型仕上げ
【特定技能1号】 溶接(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト (溶接)	溶接	溶接仕上げ
				金型仕上げ
【特定技能2号】 溶接(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト (溶接)	溶接	溶接仕上げ
				金型仕上げ
【特定技能1号】 機械加工(金型加工作業、数値制御装置 作業、フライス盤作業、マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト (機械加工)	機械加工	フライス盤
				数値制御装置
【特定技能2号】 機械加工(金型加工作業、数値制御装置 作業、フライス盤作業、マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト (機械加工)	機械加工	フライス盤
				数値制御装置

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業
【特定技能1号】 造船(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	船体加工
				金型仕上げ
【特定技能2号】 造船(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (造船)	国際交流基金日本語基礎テスト (造船)	造船	船体加工
				金型仕上げ
【特定技能1号】 溶接(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト (溶接)	溶接	溶接仕上げ
				金型仕上げ
【特定技能2号】 溶接(船体加工作業、金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト (溶接)	溶接	溶接仕上げ
				金型仕上げ
【特定技能1号】 機械加工(金型加工作業、数値制御装置 作業、フライス盤作業、マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト (機械加工)	機械加工	フライス盤
				数値制御装置
【特定技能2号】 機械加工(金型加工作業、数値制御装置 作業、フライス盤作業、マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト (機械加工)	機械加工	フライス盤
				数値制御装置

				<p style="text-align: right;">別表(造船/船用工業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th> <th colspan="2">特定技能1号</th> <th colspan="2">特定技能2号</th> </tr> <tr> <th>技能水準及び評価方法等</th> <th>日本語能力水準及び評価方法等</th> <th>試験免除等となる技能実習2号</th> <th>技能水準及び評価方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定技能外国人が従事する業務区分</td> <td></td> <td></td> <td>職種</td> <td>作業</td> </tr> <tr> <td>【特定技能1号】 電気技師職(電線工)の業務 【特定技能2号】 造船/船用工業分野 の業務</td> <td>造船/船用工業分野 電気技師1号試験 (電気技師職)にて 技能検定3級 (電気技師職)にて</td> <td>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</td> <td>電気技師職にて 船舶修繕員職にて 造船/船用工業分野 の業務</td> <td>船舶修繕員職にて 造船/船用工業分野 の業務</td> </tr> <tr> <td>【特定技能2号】 造船/船用工業分野 の業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>造船/船用工業分野 の業務 (電気技師職)にて 技能検定1級 (電気技師職)にて</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】終了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 【注】特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(造船/船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として2年以上の実務経験)が課せられています。</p>	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業	【特定技能1号】 電気技師職(電線工)の業務 【特定技能2号】 造船/船用工業分野 の業務	造船/船用工業分野 電気技師1号試験 (電気技師職)にて 技能検定3級 (電気技師職)にて	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	電気技師職にて 船舶修繕員職にて 造船/船用工業分野 の業務	船舶修繕員職にて 造船/船用工業分野 の業務	【特定技能2号】 造船/船用工業分野 の業務				造船/船用工業分野 の業務 (電気技師職)にて 技能検定1級 (電気技師職)にて
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号																									
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等																								
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業																								
【特定技能1号】 電気技師職(電線工)の業務 【特定技能2号】 造船/船用工業分野 の業務	造船/船用工業分野 電気技師1号試験 (電気技師職)にて 技能検定3級 (電気技師職)にて	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	電気技師職にて 船舶修繕員職にて 造船/船用工業分野 の業務	船舶修繕員職にて 造船/船用工業分野 の業務																								
【特定技能2号】 造船/船用工業分野 の業務				造船/船用工業分野 の業務 (電気技師職)にて 技能検定1級 (電気技師職)にて																								

分野参考
様式第7-1号

分野参考様式第7-1号(特定技能所属機関)

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。)をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が、溶接(手溶接、半自動溶接)、塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)、鍛工(構造物鍛工作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)又は電気機器組立て(回転電気組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電気巻線製作作業)のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が溶接(手溶接、半自動溶接)であること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第7-1号(特定技能所属機関)

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が、溶接(手溶接、半自動溶接)、塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)、鍛工(構造物鍛工作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)又は電気機器組立て(回転電気組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電気巻線製作作業)のいずれかであること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

18

分野参考
様式第7-
3号

(新設)

分野参考様式第7-3号

造船・船用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	
生年月日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

造船・船用工業において、複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての業務

※「監督者」とはグループ長やグループリーダー等といった者をいい、実務経験とは、例えば、自らのグループの各従業員への作業指示、製作物の確認、安全確保のための設備や作業環境の点検、作業計画の作成、作業の進捗管理等を行いながら、造船・船用工業における業務に従事した経験をいう。

(2) 上記(1)の業務に従事していた就業期間

年 月 日～	年 月 日	(計: 年 月)
--------	-------	----------

※必要に応じ行を追加すること。

※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに記載すること。

作成日 年 月 日

事業者
氏名又は名称
住 所
連 絡 先

作成責任者(署名)

※ 証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。